

2018年2月通常会議 意見書案に対する討論

2018年3月23日

林 まり

私は、日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、
[意見書案第2号](#) 所有者不明土地の利用手続の合理化を求める意見書
についての反対討論、

および、

[意見書案第4号](#) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案を撤回するとともに、厚生労働大臣告示の残業時間の上限を、例外をなくして法定化することを求める意見書
[意見書案第5号](#) 生活保護基準引き下げの中止を求める意見書
[意見書案第6号](#) 自衛隊の航空機の安全に対する意識と体制の見直しを求める意見書
[意見書案第10号](#) 国民健康保険に係る国庫負担割合の引き上げと負担軽減策を求める意見書
[意見書案第11号](#) 自衛隊の航空機の安全に対する取り組みの強化を求める意見書
について賛成討論を行います。

まず、意見書案第2号 所有者不明土地の利用手続の合理化を求める意見書について、反対の立場から討論いたします。

意見書案に示されているように、所有者不明土地の問題は、現実に市内においても、山林の所有者がわからず手入れができないまま放置されていたり、荒れた家屋や土地が近所であって困っている方がおられるなど、問題はすでに起こっており、人口減少社会を迎え、今後いっそう深刻な問題となる恐れがあると認識しています。

しかし、そもそも「所有者不明」ということが、そのまま所有者の「不在」ではありません。所有者がいる以上、その方の所有権、憲法で保障された財産を簡単に奪うわけにはいきません。

3月9日に閣議決定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」の内容からも、意見書案の項目4の「所有者不明土地の収用手続きの合理化し、円滑化を図ること」については、審議を省いて、知事の裁定で権利取得できるようにするという問題や、所有者が現れ明け渡しを求めた場合も、上限10年間の期間終了後まで原状回復はされないなどの問題点があります。

また、意見書案の項目5にある「土地収用の対象とならない所有者不明土地を公共事業で活用できるよう施策を講じること」については、公共事業という名のもとに、民間業者も利用できることとなります。スーパーゼネコン大手4社が関係する巨大談合事件に発展したりニア中央新幹線建設工事においても、所有者不明土地の問題が出ており、これら大型公共事業のための条件整備であるとの指摘もあります。公共事業として、審理手続きを省略し、周辺住民や国民の理解なしに推し進めることがあってはなりません。

本意見書案に記されている、所有者不明土地問題の解決の必要性は認識していますが、以上のように様々な問題をはらんでいるため、法曹関係者や国民的議論を含め、国会でさらに議論を深めて国民に提案する内容であり、現時点において、拙速にこの意見書案を提出すべきではないと考えるもので、反対といたします。

次に、意見書案第4号 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案を撤回する

とともに、厚生労働大臣告示の残業時間の上限を、例外をなくして法定化することを求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

安倍政権が最重要法案と位置付け国会提出を狙う「働き方改革」一括法案は、裁量労働制拡大の他、過労死基準を超える月 100 時間までの残業を可能にする「上限規制」、高度プロフェッショナル制度導入などが柱です。世論の力と日本共産党など野党 6 党の結束した追及によって、裁量労働制拡大については法案から削除させましたが、法案の危険性が消えたわけではありません。

政府は、裁量労働制の拡大について、第 189 回通常国会以来、厚労省の「2013 年度労働時間等総合実態調査」をもとに、「裁量労働制で働く者の労働時間の長さは、平均的な者で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもある」との説明により正当化してきました。しかし、今通常国会において、政府は、このデータが不正確なものであるとして答弁を撤回し、企画業務型裁量労働制の拡大について法案から削除するに至っています。

政府が不正確であることを認めたデータは、高度プロフェッショナル制度導入の根拠としても利用されていたものであり、根拠資料の不正確性が明確になった以上、労働時間規制を全面的に排除する高度プロフェッショナル制度を創設する立法事実、正当化根拠は、極めて疑わしい状況となっています。

高度プロフェッショナル制度は、「一定の収入があり、高度専門知識を持つ労働者」に対し、労働時間規制を適用除外するという前代未聞の働き方をさせるものです。

「健康確保措置」として「年 104 日かつ 4 週 4 日の休日」を義務付けますが、あとは 24 時間、休憩もなく 48 日間連続で働かせることが可能です。規制する規定はなく、何の歯止めもありません。高度プロフェッショナル制度は、過労死を続発させかねない仕組みであることは明らかです。

政府は、裁量制も高度プロフェッショナル制度も「自律的な働き方ができる」と述べますが、労働者が裁量で決められるのは、業務の遂行手段や時間配分だけで業務量は決められません。裁量制の労働者の 8 割が健康状態に懸念を述べており、「自律的に働ける」というのはごまかしでしかありません。

いま必要なのは労働時間規制です。過労死の過半数は月 100 時間以下で起きており、実際に働いた労働時間を把握する義務の法制化は急務であり、働く人の健康と命を守るための抜本的な法改正を求め、意見書案に賛成します。

次に、意見書案 5 号 生活保護基準引き下げの中止を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

憲法 25 条に明記された国民の生存権を保障する、最後のセーフティネットである生活保護のあり方は、すべての国民の生活にとって重大な問題です。

現在、国民は倒産や失業、家族の介護などで職を失えば誰でも貧困に陥る状態に置かれています。また、食費や光熱費などに充てる生活扶助基準の引き下げは、住民税、保険料、最低賃金などにも連動しており、広範な国民生活に大きな影響を与えるからです。

今回の見直しの最大の問題点は、所得が最も少ない層である「一般低所得世帯」の水準に合わせて、生活扶助基準を引き下げるという点です。

なぜ、「一般低所得世帯」の生活水準が困窮した状態に置かれているのでしょうか。その原因の一つに、生活保護を利用できる資格がある人のうち、実際に利用している人の割合（捕捉率）が 2 割程度にとどまっているという大きな問題があります。生活保護の利用者数は現在約 213 万人で、そ

の背後に数百万人単位で、保護を利用できていない生活困窮者が存在しているとみられています。

厚労省が 2010 年に発表した報告書では、「所得のみ」で捕捉率を推計すると、生活保護の利用は 15.3%です。その後、調査は行われておらず、日本共産党は、政府自ら約束した捕捉率の調査を実行するよう求めています。

捕捉率が低い理由については、専門の研究者らが、(1) “生活保護は恥” との意識や生活保護バッシング、(2) 制度の周知不足、(3) 役所の窓口で生活保護申請を間違った説明で追い返す「水際作戦」などの問題があることを指摘しています。

「一般低所得世帯」の生活水準の低さは、本来生活保護を利用できるにもかかわらず、何らかの理由により受給に至っていないことが原因です。「一般低所得世帯」に合わせて、生活扶助基準を引き下げるなど、本末転倒であり全く道理の無いものです。貧困打開のためには、最低賃金の引き上げや年金の底上げ、非正規社員の正社員化などの総合的対策と一体に、生活保護制度の改正が緊急に必要です。

よって、本意見書案に賛成といたします。

続いて、意見書案 6 号 自衛隊の航空機の安全に対する意識と体制の見直しを求める意見書、ならびに、意見書案 11 号 自衛隊の航空機の安全に対する取り組みの強化を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

本年 2 月 5 日夕刻、陸上自衛隊目達原（めたばる）駐屯地所属の攻撃ヘリコプターが、佐賀県神埼市の民家に墜落し炎上しました。帰宅していた小学 5 年生の女子児童は奇跡的に助かったものの、家屋 2 棟が焼失し、自衛隊員 2 名が死亡するという大惨事となりました。

この事故を受け、神埼市議会は 2 月 23 日、全ての自衛隊機の徹底整備と安全が確保されるまでの飛行停止を求める意見書を全会一致で可決しました。

意見書では、「事故発生現場は住宅密集地で、周辺には保育園や小中学校があり、多数の命を奪いかねない状況だった」と指摘。「近隣住民に与えた不安は計り知れず、極めて憂慮する事態」として、全ての自衛隊機を徹底して整備し、安全性が確保されるまで飛行を行わないことや、老朽化した自衛隊機は廃棄すること、自衛隊機の住宅密集地を回避した飛行ルートの見直しを行うことなど、計 6 項目を要請しました。

また 2 月 18 日陸上自衛隊八尾駐屯地は、飛行中のヘリコプターから金属製の部品 2 個が落下した可能性のあることを発表しています。同機は、滋賀県内でも 1 月 22 日以降 2 月 17 日まで毎週飛行しており、県内に落下した可能性も指摘されています。その他にも、大津市や甲賀市付近上空を飛行していた舞鶴航空基地の哨戒ヘリが、ボルトなどの部品の紛失を 2 月 13 日に発表しています。

相次ぐ事故によって整備体制などへの信頼が揺らぎ、心配される声が全国で広がっています。本市におきましても、連日自衛隊ヘリの低空飛行が繰り返されていることから、大津駐屯地周辺住民より、3 月 8 日、市民の安全に係る自衛隊大津駐屯地に関しての要望書が越市長あてに提出されたところでもあります。

市民の安全を守るという観点から、国及び政府においては、事故の原因究明はもちろん、自衛隊航空機の安全に対する取り組みの強化を求めるもので、両意見書案に賛成いたします。

最後に、意見書案 10 号 国民健康保険に係る国庫負担割合の引き上げと負担軽減策を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

市町村の国民健康保険は、いよいよこの 4 月から都道府県が財政運営の責任主体となる「都道府県単位化」されます。

新制度では、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料が高いという国保の構造問題を何ら解決しないばかりか、逆に負担増と徴収強化が迫られる恐れがあります。

本市においても保険料の高騰への不安が広がっています。今議会に、市民団体より、誰もが払える保険料とするよう、減免制度の充実や国庫負担金の増額を求める請願が提出されているところでもあります。

そもそも国民健康保険は、1958 年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第 25 条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。

国民健康保険には、会社員や公務員が加入する被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めています。1984 年までは「かかった医療費の 45%」を国庫負担するとされていましたが、徐々に引き下げられ、さらに事務負担金の国庫補助が廃止されるなど、現在では、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は 3 割以下に減っています。これにより保険料が高騰し、払いたくても支払えず、無理をして支払っても、医療費が負担できず医療にかかることができないなどの問題を引き起こしています。

全国知事会も、保険料負担率を被用者保険並みに引き下げよう、1 兆円の国庫負担の増額を求めています。

新年度からの、国民健康保険の都道府県単位化にあたって、国は保険者支援制度の拡充など財政支援を増額することを決めましたが、求められている水準からみれば不十分です。

よって、国の責任において国民皆保険制度を支えるべきであることから、本意見書案に賛成します。